

7月は“社会を明るくする運動”の 強調月間です。

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が犯罪と非行の防止と立ち直りについて考え、それぞれの立場で力を合わせて犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

“社会を明るくする運動”のシンボルマークである『黄色い羽根』は、黄色いひまわりをイメージしたもので、地域社会があやまちを犯した人たちの立ち直りを支え、再び犯罪に手を染めさせないというネットワークを大きく広げていきたいという思いが込められています。

鏡野町では、強調月間に向け、6月30日に鏡野町役場で内閣総理大臣からのメッセージ伝達式を行い、PLANT-5 鏡野店や道の駅奥津温泉で街頭啓発などを行いました。

“社会を明るくする運動”と黄色い羽根にご理解とご協力をお願いいたします。



お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 福祉係

**TEL(0868)54-2986
FAX(0868)54-2891**

『こころの保健福祉相談』 のご案内

こころの不調、不眠や不安など、悩みをお持ちの方は、早めの相談が大切です。

専門医がお話を伺います。お気軽にご相談ください。

- 日時：8月8日(火) 午後2時～4時
- 内容
ご自宅への訪問、保健センター等での相談など
- 相談医師：積善病院 近藤啓子先生
- お問い合わせ先
鏡野町保健福祉課
保健指導推進センター
電話(0868)54-2025

※予約が必要です。ご希望の方はご連絡ください。

お問い合わせ先

鏡野町役場保健福祉課福祉係

電話 (0868)54-2986
FAX (0868)54-2891

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請はお済みですか

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請期限は平成29年8月31日(木)です。期限を過ぎると受付ができないので、まだ申請をされていない方はお急ぎください。

臨時福祉給付金(経済対策分)の対象者は平成28年1月1日に鏡野町に住民票があり、平成28年度の住民税が課税されていない方です(※住民税が課税されている方の扶養親族等となっている方や生活保護受給者は除きます)。

対象になると思われる方には平成29年4月17日に申請書を郵送させていただきますので、役場から銀行ATMの操作をお願いする様な事は絶対にご

ざいませ。役場を騙る詐欺などには注意してください。